

## ～妊婦のための支援給付金～

軽米町では、すべての妊婦の方と子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談に応じて必要な支援につなぐ、「包括相談支援」と「ギフト提供（経済的支援）」を合わせて実施します。

### 1. 包括相談支援

軽米町では、今まで通り妊娠届出時（母子手帳交付時）、妊婦訪問、赤ちゃん訪問で妊産婦と面談を行い、妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない支援をおこなっていきます。

### 2. ギフト提供

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 妊婦のための支援給付金（1回目） | 妊娠届時に面談実施後、妊婦一人当たり現金 5 万円を支給     |
| 妊婦のための支援給付金（2回目） | 出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数一人につき 5 万円を支給 |

### 3. 申請について

- ・妊婦のための支援給付金（1回目）は、母子手帳交付時に妊婦さんと面談を行い、申請書の記入をお願いしています。
- ・妊婦のための支援給付金（2回目）は、妊婦訪問や産後の訪問の際に妊産婦さんと面談を行い、申請書の記入をお願いしています。
- ・ギフトを希望しない場合も、申請書の提出をお願いします。

担当：軽米町健康福祉課健康づくり  
担当（健康ふれあいセンター内）  
子育て世代包括支援センター  
「めぐかる」 TEL：46-4111

